

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可 (二十六件)

……(都市整備局都市基盤部街路計画課) ……

○建築基準法による一団地の区域の認定取消し ……

……(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……

公告

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更 ……

……(都市整備局市街地整備部再開発課) ……

正誤

○令和四年七月二十一日付東京都告示第千八百八十一号 ……

告示

●東京都告示第千八百八十二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成十七年東京都告示第千三百十七号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 港区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第七号線
- 三 事業施行期間 平成十七年十一月一日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第千八百八十三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第九百七十二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第四十三号線及び幹線街路放射第一号線
- 三 事業施行期間 平成二十三年六月十六日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第千八百八十四号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第三百四十七号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百十七号線
- 三 事業施行期間 平成二十六年三月十九日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第千八百八十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千二百四号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第百五十四号線及び区画街路

三 事業施行期間
世田谷区画街路第十三号線
平成二十六年二月二十八日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第二百五号東京都計画画道路事業及び東京都計画交通広場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

一 施行者の名称
東京都知事 小 池 百合子

二 都市計画事業の種類及び名称
世田谷区
東京都計画画道路事業幹線街路補助線街路第二百十六号線、区画街路世田谷区画街路第十四号線及び東京都計画交通広場事業千歳烏山駅東口広場

三 事業施行期間
平成二十六年二月二十八日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
使用の部分
平成二十六年東京都告示第二百五号の事業地のうち、世田谷区南烏山四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
平成二十六年東京都告示第二百五

号の事業地のうち、世田谷区南烏山四丁目地内において事業地を変更する。

●東京都告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第二百三十三号東京都計画画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

一 施行者の名称
東京都知事 小 池 百合子

二 都市計画事業の種類及び名称
世田谷区
東京都計画画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第九号線

三 事業施行期間
平成二十六年二月二十八日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第九十五号東京都計画画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

一 施行者の名称
東京都知事 小 池 百合子

二 都市計画事業の種類及び名称
中野区
東京都計画画道路事業区画街路中野区画街路第三号線

三 事業施行期間
平成二十九年二月十三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第七百五十六号東京都計画画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

一 施行者の名称
東京都知事 小 池 百合子

二 都市計画事業の種類及び名称
荒川区
東京都計画画道路事業幹線街路補助線街路第三百三十一号線

三 事業施行期間
平成二十二年五月十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
使用の部分
平成二十二年東京都告示第七百五十六号の事業地のうち、荒川区南千住四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十二年東京都告示第七百五十六号の事業地のうち、荒川区南千住四丁目地内において事業地を変更する。

●東京都告示第二百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第四百一十一号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路葛飾区画街路第四号線及び幹線街路補助線街路第四百十号線
- 三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第八百九十六号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路葛飾区画街路第四号線
- 三 事業施行期間 平成二十一年六月五日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第七百八十六号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路葛飾区画街路第四号線及び葛飾区画街路第六号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年十月三十一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分

変更なし

●東京都告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第六号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百六十四号線及び幹線街路補助線街路第二百八十一号線
- 三 事業施行期間 平成十六年一月十三日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第八百九十七号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十六号線及び幹線街路補助線街路第二百七十九号線

三 事業施行期間 平成二十一年六月五日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千二百六十八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十六号線

三 事業施行期間 平成二十八年七月十五日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第千四百八十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十四号線

三 事業施行期間 平成十九年十一月二十一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第八百九十八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十四号線

三 事業施行期間 平成二十一年六月五日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百三十三号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十八号線

三 事業施行期間 平成十五年三月六日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第百二十五号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十九号線
- 三 事業施行期間 平成二十三年五月十日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千八百八十五号 東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十五号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年七月一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第百五十号 東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路江戸川区画街路第二十八号線
- 三 事業施行期間 平成二十九年二月二十三日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第七百九十一号 府中市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 府中市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 府中市計画道路事業三・四・十一号多磨墓地前線
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月五日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第七百九十二号 府中市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 府中市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 府中市計画道路事業三・四・十六号府中東小金井線
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月五日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第千三百二十七号小金井都市計画道路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小金井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画道路事業三・四・八号新小金井久留米線
- 三 事業施行期間 平成二十四年九月三日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千三百八十二号福生都市計画道路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 福生市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画道路事業三・四・七号富士見通り線

三 事業施行期間 平成二十八年三月十一日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第三百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第千三百七号多摩都市計画道路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画道路事業八・五・五号多摩センター西線
- 三 事業施行期間 令和二年三月十二日から令和五年七月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第千四百五号西東京都市計画道路事業の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 西東京市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計画道路事業三・四・二十四号田無駅南口線交通広場
- 三 事業施行期間 平成三十年三月二十日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百八号

昭和六十三年東京都告示第五百十号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

港区芝二丁目三十一番三、同番五十、同番五十一、同番五十三から同番五十五まで、同番五十八、同番六十、同番六十一、同番六十四から同番六十七まで、同番七十及び同番七十五から同番七十七まで

取消年月日

二日

七十七まで

公 告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更につ
いて

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により三田小山町西地区市街地再開発組
合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同
第二項の規定により公告する。

令和五年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

宮川 昭

二 住所

港区高輪一丁目十五番二一〇三号

正 誤

○令和四年七月二十一日付東京都告示第千八百一十一号

ページ一段一行一課一正

一 中

五 北区中央図書館

東京都北区立中
央図書館

九 中央公園文化セ
ンター

東京都北区立中
央公園文化セン
ター

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

